

# 体罰防止研修 - 児童生徒の人権を尊重した指導のために

## 1 体罰の定義と禁止

体罰は法律で禁止されています。法律では、懲戒であっても身体的苦痛を与えることは許されません。

体罰の具体例

- ・身体的侵害: 頬を叩く、殴る、蹴る、物を投げつけるなど。
- ・肉体的苦痛を与えるもの: 長時間正座をさせる、トイレに行かせないなど。

## 2 体罰が与える影響

体罰は、子どもたちの心身に深い傷を負わせるだけでなく、教職員や学校全体にも大きな悪影響をもたらします。

- ・児童生徒: 恐怖や屈辱感を与え、自己肯定感を低下させます。また、暴力による問題解決を助長し、いじめの連鎖を生む可能性もあります。
- ・教職員: 指導者としての信頼を失い、保護者や地域との関係が悪化します。
- ・学校全体: 保護者や地域住民の学校への不信感を招き、教育活動に支障をきたす恐れがあります。

## 3 データから見る体罰の実態

平成19年度から平成24年度までの調査によると、体罰は特定の場面で多く発生しています。

- ・発生場面: 部活動が最も多く、全体の43%を占めます。次いで授業中が15%です。
- ・態様: 素手で殴るケースが62%と最多です。
- ・年代: 30代・40代の教職員が、全体の7割以上を占めています。

## 4 体罰根絶に向けた取り組み

体罰をなくすためには、学校全体で組織的に取り組むことが不可欠です。

- ・指導体制の構築: 生徒指導は一部の教職員に任せのではなく、学校全体で方針を共有し、チームとして取り組みます。
- ・教職員の意識改革と研修: 「体罰は指導ではない」という共通理解を持ち、体罰によらない指導方法を学ぶ研修を定期的に実施します。
- ・自己点検の実施: 定期的に自身の指導を振り返り不適切な指導がないか確認します。
- ・保護者・地域との連携: 学校の指導方針について、保護者や地域に積極的に説明し、理解を求めます。

# 体罰防止研修 - 児童生徒の人権を尊重した指導のために

## 1. 体罰とは何か？

法律で禁止されている「体罰」と、認められている「懲戒」「正当な行為」には明確な違いがあります。その境界線を正しく理解することが第一歩です。

### ✗ 禁止される「体罰」の例

- ・ 頬を平手で叩く、殴る、蹴る
- ・ 物を投げつける
- ・ 長時間、特定の姿勢でいさせる
- ・ トイレに行かせない

身体的・肉体的な苦痛を与える行為は、いかなる理由があつても体罰です。

### ✓ 認められる「懲戒」「正当な行為」の例

- ・ 肉体的苦痛を伴わない学習課題や清掃活動
- ・ 授業中に短時間、起立させる
- ・ 遅刻した生徒を試合に出さず見学させる
- ・ 他者への暴力や危険行為をやむを得ず制止する

教育的指導の範囲内であり、児童生徒の身体に苦痛を与えないことが前提です。

## 2. 体罰がもたらす深刻な影響



### 児童生徒への影響

心身に深い傷を残し、恐怖心や無力感を植え付けます。力による問題解決を学習し、いじめや暴力の連鎖を生む危険性があります。



### 教職員への影響

「指導」ではなく「暴力」であり、指導力不足の表れと見なされます。「愛の鞭」という考えは誤りであり、決して愛情とは受け取られません。



### 学校全体への影響

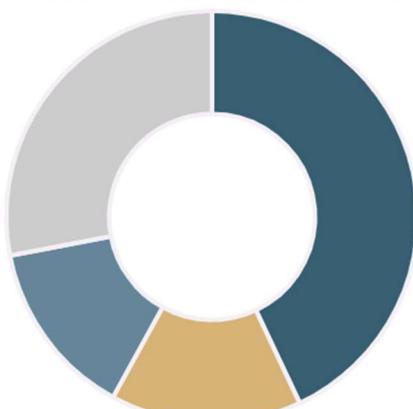
児童生徒や保護者との信頼関係を破壊し、学校不信を招きます。一度失った信頼の回復には、膨大な時間と労力が必要です。

## 3. データで見る体罰の実態

どのような状況で体罰は起きているのでしょうか。データは、私たちが特に注意を払うべき点を示唆しています。

### 発生場面

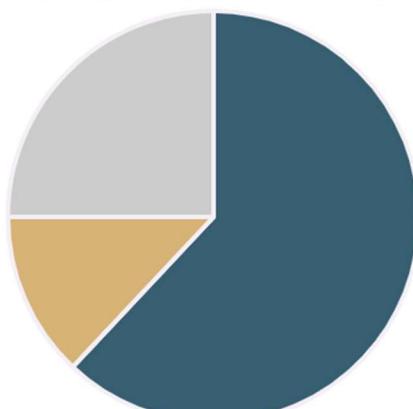
■ 部活動 ■ 授業中 ■ 放課後 ■ その他



部活動が43%と突出して多く、指導が特定の教員に任されがちな環境にリスクが潜んでいることがわかります。

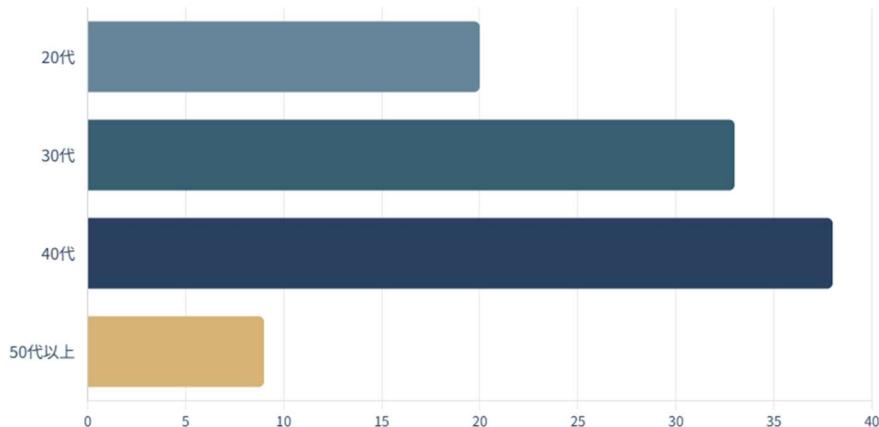
### 態様

■ 素手で殴る ■ 蹴る ■ その他



62%が「素手で殴る」という直接的な暴力行為です。突発的・感情的な指導が行われている可能性がうかがえます。

### 行為者の年代



30代と40代で全体の7割以上を占めています。学校の中核を担う世代であり、指導への責任やプレッシャーが背景にある可能性も考えられます。

## 4. 体罰根絶への4つの取り組み

### 1 意識改革

体罰は人権侵害であると自覚し、体罰によらない指導法を研修等で学び続ける。

### 2 指導体制の整備

指導を一人に任せず、学校全体で情報を共有し、組織的に生徒指導にあたる。

### 3 自己点検の実施

自身の指導を定期的に振り返り、感情的な対応がなかったかセルフチェックを行う。

### 4 保護者・地域との連携

学校の指導方針を明確に伝え、体罰を許さない姿勢への理解と協力を得る。

教 総 第 911 号  
教 改 第 559 号  
義 教 第 1720 号  
高 教 第 1821 号  
特 教 第 658 号  
保 体 第 1138 号  
令和 7 年 10 月 24 日

市町村教育委員会教育長  
各県立学校長 殿  
教育事務所長

茨城県教育委員会教育長  
( 公印省略 )

### 学校における不適切な指導等の根絶について（通知）

このことについては、かねてから暴言、暴力等の根絶に取り組んでいただいているところであり、令和 7 年 7 月 1 日付け教総第 512 号、教改第 306 号「不祥事根絶に向けた取組の徹底について」においても、不祥事の根絶に向けた取組について周知徹底しているところですが、今般、学校の部活動の場において、不適切な指導と認められる事案が複数発生していたことが確認されました。

児童生徒への指導に当たっては、殴る・蹴る等の暴力だけでなく、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的であったり、特定の児童生徒に対して執拗過度であったりする言動、人格を否定するような発言等は決して許されるものではありません。

暴言などの不適切な指導等の行為を根絶するためには、これらが許されないことであるということを単に認識するだけでなく、教職員一人一人が、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常にしっかりと意識することが重要です。

つきましては、児童生徒に対する不適切な指導等を根絶するため、学校長のリーダーシップの下、別紙参考資料を活用するなどして、早急に教職員に対し人権意識のさらなる醸成を図られますようお願いします。

なお、市町村教育委員会にあっては、このことを貴管下各学校に周知徹底されるようお願いします。

#### ＜問い合わせ先＞

茨城県教育庁総務企画部 総務課	総務担当	029-301-5114
	人権教育室担当	029-301-5130
学校教育部 教育改革課	人材育成担当	029-301-5329
義務教育課	人事担当	029-301-5220
高校教育課	人事担当	029-301-5256
特別支援教育課	人事・計画担当	029-301-5275
保健体育課	学校体育担当	029-301-5353

## 【参考資料】

○学校体育指導資料第53集 望ましい運動部活動の在り方（五訂版）（令和6年3月茨城県教育庁学校教育部保健体育課）

### VII 体罰を防止するために

#### 3 体罰に関する主な判例

- ・ 部活動の練習試合で、これまで負けたことのない相手チームに負けたため、試合終了後にグラウンド10周を走らせた。
- ・ 野球部の部活動中に、ミスの多い生徒に向かって特別練習と称しノックを課し、その生徒の意識がもうろうとして倒れた後もボールを打ち込み続けた。
- ・ 部活動の練習に遅刻したという理由で、長時間大雨の中グラウンドを走らせた。
- ・ 部活動において技術の習得に時間がかかる生徒に、「ぐず」「心が腐ってる」などと暴言を吐いた。

◇ 上記の例については、直接的に有形力の行使を行っていないが、生徒の健康状態への配慮や効果的な指導、教育的配慮といった観点からも、行き過ぎた指導であり、運動部活動の目的に照らし合わせても、行ってはならない行為である。

判例等に照らし合わせると、違法な懲戒行為に該当する可能性がある。

#### 指導に当たってのチェックポイント

- 「生徒のために」「指導方法の一つである」等の理由で、自分の行為を正当化して厳しい指導を行っていないか。
- 生徒との人間関係を過信し、1回くらい叩いても、生徒との信頼関係があれば大丈夫だというような思い込みはないか。
- 生徒への指導は、感情的にならず、冷静に行っているか。
- 他校よりも余計に練習しなければ絶対に勝てないと思っていないか。
- 生徒のよいところを褒めずに、悪いところばかり指摘していないか。
- 生徒の話をじっくり聴いたり、生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をしているか。
- 体罰や暴言は、生徒の人格を侵害する行為であることを理解しているか。
- スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員等と連携して指導に当たっているか。
- 体罰を知ったら、速やかに管理職に報告・相談するなどの対応を承知しているか。

## 人権教育の日常化を目指す チェックリスト

人権感覚を磨き、自分のできる身近なことから人権教育の具体的な取組をはじめ、日常化を図りましょう。

（チェック：◎常に実践している ○おおむね実践している △すぐに意識していきたい）

	■ あなたの人権感覚は？	月／日	/	/	/
1	周囲の人とあいさつをしていますか。				
2	困っている人に対し、思いやりのある行動をしていますか。				
3	相手の努力や成功を認めることができますか。				
4	誰に対しても同じように接することができますか。				
5	互いを尊重し合う人間関係づくりをしていますか。				
6	身体的特徴に触れる過度な表現をしないようにしていますか。				
7	思い込みや先入観による発言をしないようにしていますか。				
8	命令口調で乱暴な言葉遣いをしないようにしていますか。				
9	他人と比較する発言をしないようにしていますか。				
10	自分と異なる考え方や意見を理解しようと心がけていますか。				
11	差別的な言動を見聞きした際に、適切に対応していますか。				
12	高齢者や障害者に対して、配慮した行動をとっていますか。				
13	いじめやハラスメントに対して、適切に対応していますか。				
14	異文化の人々に対して、友好的に接していますか。				
15	多様性を意識し、性別等に関係なく公平に接していますか。				
16	インターネット上の誹謗中傷や差別的な発言をしないようにしていますか。				
17	個人情報を適切に管理し、他人のプライバシーを尊重していますか。				
18	公共の場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないようにしていますか。				
19	地域社会の一員として、ボランティア活動や地域活動に参加していますか。				
20	人権に関する知識を深めるために、学習や研修に参加していますか。				